



平成24年3月14日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成23年に発生した豪雨や台風等による災害を局地激甚災害として指定する政令の制定と、東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令の改正について、3月9日（金）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

1 政令の概要

(1) 平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

平成23年等に発生した災害について、指定基準に基づき、局地激甚災害の指定と、これに適用すべき措置の指定を行います（別紙参照）。

○適用すべき措置ごとの災害数と市町村数

①公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（法第3条、第4条）

7 災害 延べ18市町村

②農地等の災害復旧事業等に関する措置（法第5条）

11 災害 延べ48市町村

③小災害債に関する措置（法第24条）

14 災害 延べ61市町村

(2) 平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきました。

平成23年においても災害が継続していることから、災害期間を更に1年間延長します。

2 適用すべき措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

道路、河川等の公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。

（過去5か年の補助率かさ上げ実績 69%→82%）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。

（過去5か年間の補助率かさ上げ実績 農地 83%→92%）

(3) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧事業について、国が事業費の1/2を補助します。

（※東京都三宅村の火山災害のみに適用）

(4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、小規模なものの復旧事業費に充てる地方債に係る元利償還金について基準財政需要額に算入します。

3 スケジュール

- ・ 3月9日（金） 閣 議 決 定
- ・ 3月14日（水） 公 布・施 行

平成23年局地激甚災害別の適用措置及び対象区域

局地激甚災害	適用措置			対象区域					
	3,4条	5条	24条	都道府県名	郡名(ふりがな)		市町村名(ふりがな)		
平成22年10月18日から平成23年5月12日までの間の地滑りによる災害	○		○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	大和村	やまとそん	
平成22年10月18日から平成23年9月30日までの間の地滑りによる災害	○		○	鹿児島県			奄美市	あまみし	(旧住用村)
平成23年5月10日から同月12日までの間の豪雨による災害		○	○	長野県	下伊那郡	しもいなぐん	大鹿村	おおしかむら	
		○	○	兵庫県	美方郡	みかたぐん	新温泉町	しんおんせんちょう	
平成23年5月28日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風2号)	○	○	○	長野県			大町市	おおまちし	(旧八坂村)
	○	○	○	長野県	上水内郡	かみみのちぐん	小川村	おがわむら	
		○	○	長野県			伊那市	いなし	(旧長谷村)
		○	○	長野県	東筑摩郡	ひがしちくまぐん	生坂村	いくさかむら	
		○	○	長野県	北安曇郡	きたあずみぐん	池田町	いけだまち	
		○	○	京都府			福知山市	ふくちやまし	(旧大江町)
		○	○	京都府	与謝郡	よさぐん	伊根町	いねちょう	
		○	○	兵庫県			淡路市	あわじし	
		○	○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	野迫川村	のせがわむら	
		○	○	和歌山県	伊都郡	いとぐん	高野町	こうやちょう	
		○	○	徳島県			三好市	みよしし	
	○	○	高知県			香美市	かみし	(旧物部村)	
平成23年6月7日から平成23年11月17日までの間の地滑りによる災害		○	○	兵庫県	神崎郡	かんだきぐん	市川町	いちかわちょう	
平成23年6月12日から同月25日までの間の豪雨による災害(梅雨豪雨)		○	○	長野県	北安曇郡	きたあずみぐん	小谷村	おたりむら	
		○	○	大阪府	泉南郡	せんなんぐん	熊取町	くまとりちょう	
		○	○	宮崎県	児湯郡	こゆぐん	西米良村	にしめらそん	
		○	○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	諸塚村	もろつかそん	
		○	○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	椎葉村	しいばそん	
	○	○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	美郷町	みさとちょう	(旧南郷村)	
平成23年7月6日及び同月7日の豪雨による災害(梅雨豪雨)		○	○	島根県	邑智郡	おおちぐん	美郷町	みさとちょう	
平成23年7月17日から同月20日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(台風6号)	◎		○	高知県			安芸市	あきし	
	◎		○	高知県	幡多郡	はたぐん	三原村	みはらむら	
		○	○	長野県	下伊那郡	しもいなぐん	天龍村	てんりゆうむら	
		◎	○	三重県	多気郡	たきぐん	大台町	おおだいちょう	
		○	○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	黒滝村	くろたきむら	
		○	○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	上北山村	かみきたやまむら	
		◎	○	和歌山県			新宮市	しんぐうし	
		◎	○	和歌山県	西牟婁郡	にしむろぐん	白浜町	しらはまちょう	
		○	○	徳島県			三好市	みよしし	(旧山城町)
		○	○	徳島県	美馬郡	みまぐん	つるぎ町	つるぎちょう	
		○	○	高知県	安芸郡	あきぐん	田野町	たのちょう	
	◎	○	高知県	安芸郡	あきぐん	北川村	きたがわむら		

局地激甚災害	適用措置			対象区域					
	3,4 条	5 条	24 条	都道府県名	郡名(ふりがな)		市町村名(ふりがな)		
		○	○	高知県	安芸郡	あきぐん	馬路村	うまじむら	
		○	○	高知県	長岡郡	ながおかぐん	大豊町	おとおよちょう	
		○	○	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちょう	
		◎	○	高知県	高岡郡	たかおかぐん	禰原町	ゆすはらちょう	
		○	○	高知県	高岡郡	たかおかぐん	津野町	つのちょう	
		○	○	宮崎県	児湯郡	こゆぐん	西米良村	にしめらそん	
平成23年8月5日及び同月6日の暴風雨及び豪雨による災害(台風9号)		○	○	沖縄県	島尻郡	しまじりぐん	伊平屋村	いへやそん	
平成23年8月14日から同月25日までの間の豪雨による災害		○	○	秋田県			北秋田市	きたあきたし	
		○	○	秋田県	山本郡	やまもとぐん	藤里町	ふじさとまち	
		○	○	岐阜県			下呂市	げろし	
		○	○	長崎県			平戸市	ひらどし	
		○	○	熊本県	球磨郡	くまぐん	五木村	いつきむら	
平成23年9月20日から同月22日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(台風15号)	○		○	岩手県	岩手郡	いわてぐん	葛巻町	くずまきまち	
	○		○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	田野畑村	たのはたむら	
	○		○	岩手県	九戸郡	くのへぐん	九戸村	くのへむら	
	○		○	宮城県	黒川郡	くろかわぐん	大郷町	おおさとちょう	
	○		○	山梨県	南巨摩郡	みなみこまぐん	早川町	はやかわちょう	
	○		○	山梨県	南巨摩郡	みなみこまぐん	南部町	なんぶちょう	
	○		○	岐阜県	加茂郡	かもぐん	八百津町	やおつちょう	
	○		○	岐阜県	加茂郡	かもぐん	白川町	しらかわちょう	
○		○	兵庫県			洲本市	すもとし	(旧五色町)	
平成23年9月25日から同月28日までの間の豪雨による災害	○	○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	龍郷町	たつごうちょう	
平成23年11月1日及び同月2日の豪雨による災害	○	○	○	鹿児島県			奄美市	あまみし	(旧住用村)
	○	○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	瀬戸内町	せとうちちょう	
平成23年11月6日及び同月7日の豪雨による災害		○	○	富山県	中新川郡	なかにいかわぐん	上市町	かみいちまち	

「◎」は、早期局激指定済みの市町村。

最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたものの。

表中の適用措置は、激甚災害法に基づく次の措置である。

- ・法第3, 4条…公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条…農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第24条…小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

政令第四十四号

平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じじん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第四十八号

平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十二年十月十八日から平成二十三年五月十 二日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大 島郡大和村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

平成二十二年十月十八日から平成二十三年九月三十日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県奄美市の区域に係るもの

平成二十三年九月二十日から同月二十二日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、岩手県岩手郡葛巻町、下閉伊郡田野畑村及び九戸郡九戸村、宮城県黒川郡大郷町、山梨県南巨摩郡早川町及び南部町、岐阜県加茂郡八百津町及び白川町並びに兵庫県洲本市の区域に係るもの

平成二十三年九月二十五日から同月二十八日までの間の豪雨による災害で、鹿児島県大島郡龍郷町の区域に係るもの

平成二十三年十一月一日及び同月二日の豪雨によ

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

<p>る災害で、鹿児島県奄美市及び大島郡瀬戸内町の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十三年五月十日から同月十二日までの間の豪雨による災害で、長野県下伊那郡大鹿村及び兵庫県美方郡新温泉町の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十三年六月七日から十一月十七日までの間の地滑りによる災害で、兵庫県神崎郡市川町の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十三年六月十二日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、長野県北安曇郡小谷村、大阪府泉南郡熊取町並びに宮崎県児湯郡西米良村並びに東臼杵郡諸塚村、椎葉村及び美郷町の区域に係るもの</p>	

<p>平成二十三年七月六日及び同月七日の豪雨による災害で、島根県邑智郡美郷町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十三年八月五日及び同月六日の暴風雨による災害で、沖縄県島尻郡伊平屋村の区域に係るもの</p>	<p>平成二十三年八月十四日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、秋田県北秋田市及び山本郡藤里町、岐阜県下呂市、長崎県平戸市並びに熊本県球磨郡五木村の区域に係るもの</p>	<p>平成二十三年十一月六日及び同月七日の豪雨による災害で、富山県中新川郡上市町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十三年五月二十八日から同月三十日までの</p>
--	--	---	--	-------------------------------

<p>間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 長野県大町市及び上水内郡小川村</p> <p>ロ 長野県伊那市、東筑摩郡生坂村及び北安曇郡池田町、京都府福知山市及び与謝郡伊根町、兵庫県淡路市、奈良県吉野郡野迫川村、和歌山県伊都郡高野町、徳島県三好市並びに高知県香美市</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 高知県安芸市及び幡多郡三原村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三</p>

<p>ロ 長野県下伊那郡天龍村、三重県多気郡大台町、奈良県吉野郡黒滝村及び上北山村、和歌山県新宮市及び西牟婁郡白浜町、徳島県三好市及び美馬郡つるぎ町、高知県安芸郡田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、吾川郡仁淀川町並びに高岡郡檮原町及び津野町並びに宮崎県児湯郡西米良村</p>	<p>項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 この表に掲げる区域は、平成二十三年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。</p> <p>二 平成二十三年九月二十日から同月二十二日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第十五号によるものをいう。</p>	

三 平成二十三年八月五日及び同月六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第九号によるものをいう。

四 平成二十三年五月二十八日から同月三十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第二号によるものをいう。

五 平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第六号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の廃止)

2 平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第二百六十二号)は、廃止する。